



政府統計

報道関係者 各位

平成 27 年 2 月 19 日

【照会先】

大臣官房統計情報部

雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室

室長 野地 祐二

室長補佐 永田 はるみ

賃金第一係 (内線 7656, 7634)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)3147

## 平成 26 年「賃金構造基本統計調査」の結果 ～ 男女間賃金格差は過去最小 ～

厚生労働省では、このほど、平成 26 年「賃金構造基本統計調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数および経験年数別などに明らかにすることを目的として、毎年 7 月に実施しています。

今回は、全国及び都道府県別の賃金について、抽出された 10 人以上の常用労働者を雇用する民間の 65,616 事業所のうち、有効回答を得た 50,098 事業所を対象に集計しています。

### <調査結果のポイント>

#### 1 一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金(月額)<sup>(注)</sup>

(1) 男女計の賃金は 299,600 円(前年比 1.3%増)、男性では 329,600 円(同 1.1%増)、女性では 238,000 円(同 2.3%増)でそれぞれ前年を上回っている。男性の賃金を 100 とすると、女性の賃金は 72.2 となっており、男女間賃金格差は比較可能な昭和 51 年の調査以来、過去最小となっている。【P4・第1表】

(2) 企業規模別にみると、男性では、大企業(常用労働者 1,000 人以上)が 381,900 円(前年比 0.9%増)、中企業(常用労働者 100～999 人)が 312,100 円(同 0.9%増)、小企業(常用労働者 10～99 人)が 285,900 円(同 0.1%増)、女性では、大企業が 265,200 円(同 2.2%増)、中企業が 233,800 円(同 1.8%増)、小企業が 214,600 円(同 1.3%増)となっている。【P8・第4表】

(3) 雇用形態別にみると、男性では、正社員・正職員が 343,200 円(前年比 0.8%増)、正社員・正職員以外が 222,200 円(同 2.4%増)、女性では、正社員・正職員が 256,600 円(同 1.9%増)、正社員・正職員以外が 179,200 円(同 3.0%増)となっている。正社員・正職員の賃金を 100 とすると、正社員・正職員以外の賃金は男性で 65(前年 64)、女性で 70(同 69)となっている。【P12・第6表】

#### 2 短時間労働者の賃金(1時間あたり)<sup>(注)</sup>

男性は 1,120 円(前年比 2.3%増)で、女性は 1,012 円(同 0.5%増)となっている。【P18・第13表】

(注) 6 月分として支払われた所定内給与額の平均値(1 は月額、2 は時間額)。

詳細は、別添概況をご覧ください。